液晶倍速	左記以外のもの		ＤＬ
	付加機能を一つ有するもの		ＤＬ１
	付加機能を二つ有するもの		ＤＬ２
	付加機能を三つ有するもの		ＤＬ３
液晶四倍速又はプラズマ	左記以外のもの		ＤＭ
	付加機能を一つ有するもの		ＤＭ１
	付加機能を二つ有するもの		ＤＭ２
	付加機能を三つ有するもの		ＤＭ３
三十二Ｖ型以上 液晶ノーマル	左記以外のもの		ＤＮ
	付加機能を一つ有するもの		ＤＮ１
	付加機能を二つ有するもの		ＤＮ２
	付加機能を三つ有するもの		ＤＮ３
液晶倍速	左記以外のもの		ＤＯ
	付加機能を一つ有するもの		ＤＯ１
	付加機能を二つ有するもの		ＤＯ２
	付加機能を三つ有するもの		ＤＯ３
液晶四倍速又はプラズマ	左記以外のもの		ＤＰ
	付加機能を一つ有するもの		ＤＰ１
	付加機能を二つ有するもの		ＤＰ２
	付加機能を三つ有するもの		ＤＰ３

備考

1　「ＦＨＤ」とは、垂直方向の画素数が千八十以上、かつ、水平方向の画素数が千九百二十以上のもの。

2　「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3　「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、一秒間に六十コマ以上百二十コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、一秒間に百二十コマ以上二百四十コマ未満の静止画を表示するもの

液晶四倍速：液晶パネルを用い、一秒間に二百四十コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4　「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、ＤＶＤ（録画機能を有するものに限る。）、ハードディスク、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

（三）　受信機型サイズの表示に際しては、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値を表示すること。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

（四）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

ハ　設置に関する注意事項

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（六）　表示は、テレビジョン受信機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

三　電気パネルヒーター

（一）　放熱の方式の表示に際しては、その放熱の方式を適切に表現した用語を用いて表示すること。特に放熱の方式が次の表の上欄に掲げる方式に該当するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

放熱の方式	用語
熱媒体油を放熱板内で加熱、循環させて放熱させるもの	油入式
熱媒体油を放熱板内で使用しないで放熱させるもの	乾式

（二）　温度調節の方式の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる温度調節の方式に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

温度調節の方式	用語
使用者が温度を調節できないもの	固定式
使用者が温度を調節できるもの	可変式

（三）　暖房能力の表示に際しては、電気パネルヒーターの発熱体の最大出力をワットの単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

（四）　熱媒体の種類の表示に際しては、その種類を適切に表現した用語を用いて表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げる種類に該当するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

熱媒体の種類	用語
原油を精製した炭化水素を主成分とするもの	鉱物油
化学的に合成されたもの	合成油

（五）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

ハ　設置に関する注意事項

（六）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（七）　表示は、電気パネルヒーターごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。